

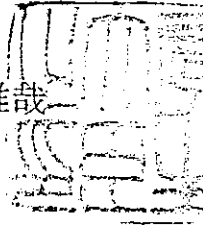


照会先：厚生省健康政策局総務課  
保健技術調整官 青木 龍哉 (内25)  
課長補佐 黒川 弘樹 (内25)  
代表 3503-17  
直通 3595-21

厚生省発健政第9号  
平成12年2月10日

医 療 審 議 会  
会長 浅田 敏雄 殿

厚生大臣 丹羽 雄哉



諮 問 書

医療法（昭和23年法律第205号）等を別添要綱のとおり改正することについて、医療法第71条の2第1項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

## 医療法等の一部を改正する法律案要綱

### 第1 改正の趣旨

医療の高度化及び専門化並びに医療に関する情報提供についての国民の需要に応じ、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の整備を図るため、病床の種別を見直すとともに、医業等に関して広告できる事項を追加し、医師及び歯科医師の臨床研修を必修化する等の所要の措置を講ずる。

### 第2 改正の要点

#### 一 入院医療を提供する体制の整備に関する事項

##### 1 病床の種別に関する事項

- (1) 病床の種別を、精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床及び一般病床とすること。
- (2) 精神病床、感染症病床及び結核病床について、定義規定を設けること。
- (3) 療養病床とは、病院又は診療所の病床のうち、精神病床、感染症病床及び結核病床以外の病床であって、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのものをいうこと。
- (4) 一般病床とは、病院の病床のうち、精神病床、感染症病床、結核病床及び療養病床以外のものをいうこと。
- (5) 病院は、当該病院の有する病床の種別に応じ、厚生省令で定める人員を有しなければならないこと。

また、療養病床及び一般病床については、次のとおりの人員及び施設を有しなければならないこととするよう、厚生省令を定めること。

##### 〈療養病床〉

- ・従前の療養型病床群と同じ

##### 〈一般病床〉

###### ○人員について

- ・看護婦及び准看護婦：入院患者3人に1人
- ・その他：従前の「その他の病床」と同じ

###### ○施設について

- ・新築及び全面改築の病室の病床面積：患者1人当たり6.4㎡以上
- ・新築及び全面改築の病室の廊下幅：1.8m以上（両側居室2.1m以上）
- ・その他：従前の「その他の病床」と同じ

##### 〈経過措置〉

- ・へき地、離島等の病院又は従前の「その他の病床」が200床未満の小規模の病院

については当該病院が有しなければならない人員について、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から5年間の経過措置を定めること。

- ・施行日に現に存する病院又は診療所の病床のうち療養型病床群でないものが療養病床に移行する場合、当分の間、病院については廊下幅及び機能訓練室について、診療所については廊下幅について転換特例を認めること。
- ・施行日に現に存する療養型病床群については、療養病床に移行する場合、当分の間、従前の基準によることができること。

(6) 施行日に現に従前の「その他の病床」を有する病院は、施行日から2年6月以内に療養病床又は一般病床の種別ごとの病床数等の事項を届け出なければならないこと。

なお、病床の区分の単位は原則として病棟単位とし、療養病床と一般病床の合計数が100床未満の病院については病室単位で区分することができる取扱いとすること。

## 2 医療計画に関する事項

(1) 「必要病床数」の用語を「基準病床数」に改めること。

(2) 療養病床及び一般病床に係る基準病床数に関する標準は、それぞれの病床の種別に応じ算定した数を合算するものとする。

(3) 施行日から療養病床及び一般病床の区分が定着するまでの間は、全体として基準病床数を算定すること。

(4) 基準病床数については、次のような考え方にに基づき、厚生省令で算定基準を定めること。

- ・地域間格差の是正及び在院日数の短縮化傾向等に対応するよう、基準病床数を算定すること。
- ・都道府県知事の裁量により、地域の医療の実情を反映することができるよう、流入及び流出加算の見直し等を行い算定すること。

## 3 病院等の施設の基準に関する事項

(1) 病院が有しなければならないこととされている施設のうち、給水施設、暖房施設及び汚物処理施設については規制を廃止し、消毒施設及び洗濯施設については規制を緩和すること。

また、給食施設及び臨床検査施設については、規制を緩和するよう、厚生省令を定めること。

(2) 療養病床を有する診療所が有しなければならないこととされている施設のうち、給水施設及び暖房施設については、規制を廃止すること。

## 4 適正な入院医療の確保に関する事項

(1) 都道府県知事等は、病院等の人員が1の(5)に違反し、かつ、適正な医療の提供に著しい支障が生ずるおそれのある場合として厚生省令で定める場合に該当するときは、その開設者に対し、期限を定めて、人員の増員を命じ、又は期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止を命じることができること。

また、厚生省令で定める場合として、違反期間が2年を超え、人員が1の(5)の2

分の1以下の場合を定めること。

- (2) 都道府県知事等は、病床数の増加等の許可を受けた後正当の理由がないのに、6月以上当該許可に係る業務を開始しないときは、当該許可を取り消すことができること。
- (3) 開設許可を受けた病院等の休止について、原則として1年以内とし、都道府県知事等は、これらの病院等が休止した後正当の理由がないのに、1年以上業務を再開しないときは、当該開設許可の取消等ができること。
- (4) 都道府県知事等は、病院等の業務が法令等に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、当該病院等の開設者等に対し、診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提出を命じること等ができることとするほか、報告徴収等について所要の規定の整備を行うこと。

## 5 その他

- (1) 「収容」を「入院」の用語に改めること。
- (2) 罰則の規定その他所要の規定の整備を行うこと。

## 二 医療における情報の提供の推進に関する事項

医業等に関して広告できる事項として、「診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報を提供することができる旨」及び「助産録に係る情報を提供することができる旨」を追加すること。

また、次の事項を広告できる事項とするよう、厚生大臣が定める事項を追加すること。

- ・財団法人日本医療機能評価機構が行う医療機能評価の結果
- ・医師の略歴、年齢（生年月日）及び性別
- ・共同利用できる医療機器
- ・対応可能な言語（手話及び点字を含む。）
- ・予防接種（種別）
- ・健康診査の実施（「総合的な健康診査の実施」の変更）
- ・保健指導及び健康相談の実施（「健康相談の実施」の変更）
- ・介護保険の実施に伴う事項（紹介をすることができる介護関連施設の名称等）

## 三 医師及び歯科医師の臨床研修の必修化に関する事項

### 1 医師の臨床研修の必修化に関する事項

- (1) 診療に従事しようとする医師は、2年以上大学の医学部等の附属施設である病院又は厚生労働大臣の指定する病院において、臨床研修を受けなければならないこと。
- (2) 臨床研修を受けている医師は、臨床研修に専念し、その資質の向上を図るように努めなければならないこと。
- (3) 厚生労働大臣は、臨床研修を修了した者について、その申請により、臨床研修を修

了した旨を医籍に登録するとともに、臨床研修修了登録証を交付すること。

- (4) (3)の登録を受けようとする者等は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならないこと。
- (5) 臨床研修を修了した医師でない者が診療所を開設する場合には、都道府県知事等の許可を受けなければならないこと。
- (6) 病院等の開設者は、臨床研修を修了した医師に、その病院等を管理させなければならないこと。

## 2 歯科医師の臨床研修の必修化に関する事項

- (1) 診療に従事しようとする歯科医師は、1年以上大学の歯学部等の附属施設である病院又は厚生労働大臣の指定する病院等において、臨床研修を受けなければならないこと。
- (2) 臨床研修を受けている歯科医師は、臨床研修に専念し、その資質の向上を図るよう努めなければならないこと。
- (3) 厚生労働大臣は、臨床研修を修了した者について、その申請により、臨床研修を修了した旨を歯科医籍に登録するとともに、臨床研修修了登録証を交付すること。
- (4) (3)の登録を受けようとする者等は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならないこと。
- (5) 臨床研修を修了した歯科医師でない者が診療所を開設する場合には、都道府県知事等の許可を受けなければならないこと。
- (6) 病院等の開設者は、臨床研修を修了した歯科医師に、その病院等を管理させなければならないこと。

## 第3 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、第2の三の1については平成16年4月1日から、第2の三の2については平成18年4月1日から施行すること。
- 二 この法律の施行に際し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。